

個別質問《福永議員》

(この議事録は仮に作成したもので公式な議事録ではありません。公式な議事録が作成されました後に差し替えます)

1 廃棄物処理に関する執行部の認識について

【福永議員】

本町における廃棄物処理施設計画については現在、地域の将来や環境を思う多くの住民の皆様から、様々なご意見が寄せられています。その声そのものは極めて重要なものと受け止めています。特に「水と緑を守りたい」「子どもたちにこの美しい環境を残したい」という思いは、全議会議員、町長、そして、おそらくすべての町民が同じ思いではないでしょうか。

しかしその中で、ひとつ抜け落ちている議論があると感じています、それは、一般廃棄物も産業廃棄物も私たちの生活から日々生み出されているという事実です。そして、そのごみは、「処理施設を作らなければ消える」ものではありません。処理を止めれば、結局は他地域へ、あるいは海外へと移され、見えない場所で処理されるだけです。

私は議論の出発点を「施設の是非」という二項対立から一步引いて、御船町が美しい自然環境と水を守っていくためにはどうすれば良いのかという問いから議論を始めたいと思います。

本日の質問を通じて、各選択肢で起こりうる課題や負担について可能な限り客観的に検証し、その上でどのような条件が必要かを確認したいと考えます。そのことに加えて、町の財政を考慮することも重要な観点だと考えます。廃棄物処分に限られた財源を過度に投入し、町民福祉全体の向上に資する事業の財源に影響を及ぼすことは、「環境保全に必要な予算が、ごみ処理のみのために枯渇する」という本末転倒な結果すら招きかねないからです。

このことに対する執行部の認識を含めて、廃棄物処理施設に関する課題について質問します。

個別の質問につきましては、質問席より行います。

【町長】

廃棄物処理施設が建設される本町において、地域の自然環境や地下水を守ることに加え、安定した廃棄物処理体制が確保されることが重要であると認識しております。

現在、環境影響評価等の手続きが進められており、本年5月には熊本県主催による環境影響評価準備書に関する公聴会が開催され、本町においても準備書に

対する意見書を熊本県へ提出したところです。

本町といたしましては、調査結果や環境保全対策の内容について十分に確認するとともに、その実効性が確保されるよう注視して参ります。

引き続き、町民の皆様への情報提供や丁寧な説明に努め、適切に対応して参ります。

その他、個別の質問については、担当課長から答弁させます。

【福永議員①】

今回の廃棄物処理施設整備に関しまして、町民の皆様から施設整備を懸念する意見をはじめ、多様なご意見をいただいています。

そのことが、環境問題、そしてゴミ問題について勉強する大きなきっかけとなり感謝しています。

また、先日行われました公聴会につきましても、住民皆様の懸念をまとめた形でお聞きすることが出来て大変感謝しています。私自身、この問題を調べれば調べるほど、簡単に賛成・反対と言えなくなりました。だからこそ今日は、データと事実を積み上げながら、執行部と共に確認する作業をしたいと思います。

これまでの廃棄物処理施設に関する議論でひとつ抜け落ちている観点があるのではないのでしょうか。それは冒頭申し上げました通り、一般廃棄物も産業廃棄物も私たちの生活から日々生み出されているという事実です。産業廃棄物は、どこか遠いところのみで発生しているわけではありません。間違いなくここ御船町、そして上益城郡における経済活動、社会活動においても発生しています。

お聞きしますが、御船町において、どれだけの産廃が発生しているのでしょうか、そしてそれが処分されるまでの流れはどのようになっているのでしょうか。統計等がありますか。

【環境保全課長】

一般廃棄物に関しましては、町内の処理実績を作成・公表していますが、産業廃棄物については、熊本県が県域、または地域別単位で取りまとめ・公表しているため、町単位での排出状況は把握しておりません。

【福永議員②】

それはなぜですか

【環境保全課長】

1970年に制定された「廃棄物処理法」により、初めて、一般廃棄物と産業廃棄物とが区別され、家庭ごみ等の一般廃棄物の処理責任は市町村に、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあることが明確化されました。加えて、都道府県にあつ

ては、区域内の産業廃棄物の状況を把握すること（法第4条第2項）、また、産業廃棄物及び一般廃棄物の処理量見込等を定めた廃棄物処理計画を策定すること（法第5条の5）が規定されています。

この廃棄物処理法のもと、各種制度上も市町村が直接的に産業廃棄物の処理量等を把握できる立場にないこと、また、産業廃棄物の処理状況等の取りまとめを行う県においては、県全体及び地域別での統計を作成・公表していることが理由としてあげられます。

【福永議員③】

そうなんですよね、市町村はそもそも産業廃棄物の排出状況を直接把握する権限・義務もない。町単位で整理されたデータがない。

それでは、熊本県内と上益城地域の廃棄物の総量はどうなっていますか？

一般廃棄物、産業廃棄物、それぞれの量をお答えください。

【環境保全課長】

令和7年度に策定された第6期熊本県廃棄物処理計画に掲載された令和5年度の排出量として、まず、県全体として、一般廃棄物が約52万トン、産業廃棄物が約746万トンです。次に、上益城地域においては、一般廃棄物が約2万5千トン、産業廃棄物が約38万トンとなります。

【福永議員④】

私も調べました。その通りですね。

熊本県においては、産廃は一廃の約14倍で、郡内であれば15倍です。

1970年（昭和45年）に制定された「廃棄物処理法」は、主に家庭ごみである一般廃棄物は「自治体が責任をもって処理すべきもの」、産業廃棄物を「事業者が責任を持って処理すべきもの」と定義しました。

それ以前は、そもそも一般廃棄物と産業廃棄物の区別はありませんでした。

この56年前の区分は、高度経済成長期の大量生産・大量消費時代には一定の役割を果たしてきたと考えます。

しかし、資源循環や気候変動、そして地方自治体の存続が問われる現代においては、その分離されたその「区分」そのものが大きな問題を抱えていると考えて仕方ありません。

自治体は家庭ごみ中心である一般廃棄物の処理には責任を持って取り組みますが、一般廃棄物の14倍、群内では15倍以上もある「産廃」については「民間がやることだから」と、その実態や流れを把握・管理することへの関与が、極めて限定的にならざるを得ない構造があります。

御船町、そして上益城の地域内でも産業廃棄物は発生しています。これは否定し

ようがない事実です。

そして、これが重要なことなんですが、地下水や空気は「一廃」と「産廃」を区別しません。

深刻な環境汚染事例の多くは産廃に起因しています。しかし、その本質的な原因は廃棄物の毒性そのものよりも、適切な処理・管理が行われなかったことにあるといえると思います。

適正に処理されていれば多くの被害は防げたはずです。廃棄物問題の核心は制度そして、管理、運営にあるのではないかと考えます。

一般廃棄物の処理と共に産業廃棄物の処理が適正に行われなければ、守ろうとしているこの町の環境は容易に破壊されかねないんじゃないかと思いますが、町長、いかがお考えになりますか。

【町長】

議員ご指摘のとおり、この町の美しい環境を守るためには、一般廃棄物に加えて、産業廃棄物についても、適正処理されることが必須であるものと考えております。

【福永議員⑤】

産業廃棄物は環境汚染の源のような扱いを受けています。実際に多くの環境問題を引き起こしているという側面もたしかにあります。

一方で実はリサイクル部門では優等生という側面もあるんです。

一般廃棄物の平均的リサイクル率 20%弱に対し、産廃は平均で約 55%のリサイクル率となっています。つまり、産廃は半分以上リサイクルをやり尽くした上で、どうしても残ってしまう産廃の「最後の行き場」が焼却場であり、最終処分場であるという現実もあるんですね。

産廃の平均リサイクル率 55%という数字は、すでに技術的・経済的に相当高度な水準であり、残る 45%の多くは、建設廃材の混合物、汚染土壌、医療廃棄物など、現状の技術ではリサイクルが困難な素材です。

もちろん、リサイクル率をさらに高める努力は引き続き重要です。しかし、どんなにリサイクルを進めても一定量の焼却・最終処分が必要な廃棄物は生じ続けます。そのためにも、56 年前の区分に縛られず、御船町が「地域環境を守る最適解」を導くためには、一廃も産廃も「地域共通の負債」であると共に「資源」であるとして再定義することもできるのではないかと思うのですがいかがですか。

【町長】

資源循環型社会を構築するためには、産業廃棄物と一般廃棄物の適正処理を前提とした、資源化への取組が不可欠であると認識しております。

【福永議員⑥】

そうですね、いずれにしても厳しく管理された適切な処理体制が必要不可欠です。

さて、公聴会を含めこれまで議会が行った意見聴取において「自分たちのゴミは自分たちで」という意見を聞くことが多々あります。その意見には共感できますし、ある意味道徳的であり、合理的であるとも思います。

しかし、その対象を「家庭ごみ」、つまり一般廃棄物に限定し、その地域でも 14 倍以上出ている産業廃棄物から目をそらしてしまえば、目的である地域の環境保全に逆行しかねないのでは無いでしょうか。

それでは仮に、地域内の一般廃棄物と産業廃棄物を地域内で処理するという考えに立ったとき、どうすれば良いのかと考えてみました。

その場合、市区町村または郡単位で地域内の廃棄物処分を完了する「小規模完結型」と、都道府県及び周辺地域を一つの地域と考えて役割分担しながら処分を完了する「広域分担型」の 2 つのアプローチが考えられるとおもいます。

主に環境に対してもたらすリスクという観点から、それぞれ検証してみました。

まず、小規模完結モデルです。このモデルは「自分たちのゴミは自分たちの庭で」という、道徳的・倫理的な説得力が最も強いモデルだと思います。

メリットとしては、やはり、住民の納得感が得られやすい点だと思います。

排出者である住民・地元企業等と処分場が物理的に近いため、ごみ減量や分別に対する当事者意識が高まりやすくなります。

そして、輸送負荷の軽減も上げられます。運搬距離が最短になるため、収集運搬に伴う二酸化炭素排出や交通事故リスクを低減できます。

しかし一方で、現実的な課題とリスクもあります。

まずは、技術的な限界と汚染リスクです。

焼却施設は規模が小さくなるほど燃焼効率が不安定になり、高度な排ガス浄化設備、高額な触媒やバグフィルタ等の導入コストが 1 トンあたりで見ると割高となる傾向があります。結果として、「小規模な施設ほど、排出されるガスの浄化レベルが低くなる」という逆説が生じます。

また「負の遺産」の乱立も懸念されます。このモデルでは、各郡・各町に「最終処分場」つまり埋め立て地が必要になります。県内では、水源地に比較的近い場所に埋立地を設けることも十分に想定されるため、長期間にわたり地下水汚染リスクを抱える地点を県内に多数生み出すことを意味します。

加えて、財政的課題も上げられます。

小・中規模施設は建設・維持費の効率が悪く、自治体の一般財源を圧迫します。同様の理由により、民間事業者の参入も見込めません。

自治体の限られた財源の中ごみ処理に予算が奪われ、地域の環境保全活動の予算が削られるという「本末転倒」な状況をも招きかねないと思います。
まず、ここまでの私の理解で、何か抜け落ちている観点、もしくは執行部の理解と根本的に異なる観点はありますか。

【環境保全課長】

廃棄物処理の課題やリスクは、同様の理解です。

【福永議員⑦】

続けます。この小規模完結モデルですが、人口約 170 万人の熊本県において、小規模完結モデルを導入した場合どうなるのか私なりに検証してみました。

検証においては、人口約 75 万人の熊本市を切り離し、それ以外の熊本県内自治体(人口約 100 万人規模)で「一廃と地域内産廃を自ら完結させる」という自立完結型モデルについて試算し、その課題と限界を検証してみました。

まず、これが令和 5 年度、県内の廃棄物統計に基づいて作成した表です。一般廃棄物の総量や一般廃棄物のうち焼却されている廃棄物の総量は、令和 5 年の統計から引用しました。産業廃棄物の総量につきましても令和 5 年度の統計から引用しました。

これを基に、必要な施設数のシミュレーションを行いました。

小規模簡潔モデルのシミュレーションは、基礎自治体レベルでも必要かもしれません。しかし、すでに一廃のみに限定しても大規模な自治体を除き、自治体単独で行っている例は稀ですので、ここでは比較的实现性が高いと思われる上益城郡 5 町の廃棄物量をベースに小規模完了モデルを計算しました。また、特に環境に影響を与えることが懸念される焼却ゴミについて試算しました。

一般廃棄物の焼却分は、以前の事業計画では約 80t/日でしたが、減量を想定し、約 70t/日で試算しました。

上益城地域内産業廃棄物のうち焼却分を約 140t~170t/日と想定しました。焼却処分されている量につきましては、それに特化した統計が見当たりませんでしたので、産廃の焼却量の推計は、中間処理フローにおける「焼却」および「熱回収(エネルギー回収)」の合計値を用い A I 等も使って独自に推計しました。

廃棄物の総量では、一般廃棄物の約 14 倍もある産業廃棄物ですが、リサイクルが進んでいることもあり、焼却が必要な産廃の排出量は一般廃棄物の約 2 倍~2.7 倍程度に収まるようです。

その結果、合計:約 210t~240t/日となります。この量は、検討されている新計画案の焼却計画量 400t/日の約 6 割程度の規模となります。

上益城郡の人口は約 8 万 1 千人です。これを熊本市以外の県内人口約 100 万人で割って、仮に上益城郡規模の地域ごとにその地域の一廃、産廃を共に処理

完結させる「小規模完結型」の施設を整備すると仮定すれば、約 12 か所の小規模完結型施設が必要になる試算となりました。

ここまでの私の検証で、何か抜け落ちている観点、もしくは執行部の理解と根本的に異なる観点はありますか。

【環境保全課長】

小さな地域単位で処理を完結する場合は、小規模な施設が多数必要となると考えます。

【福永議員⑧】

続けます。この「小規模完結型」について検討していく経緯で、いくつか限界とリスクが見えてきました。

まず、最終処分場についてです。12 箇所の焼却施設があれば、原則として 12 箇所の「最終処分場(埋立地)」を確保しなければなりません。加えて 20～30 年に一度、約 7 ヘクタール程度の新たな最終処分場を新設する必要があります。そしてそれは、汚染源の分散につながる可能性も否めません。

中規模な施設と埋立地が 12 箇所に分散することは、県内の広範囲で地下水汚染や土壌汚染のリスクを「点在」させることを意味します。水源地を多く抱える熊本県にとって、広域的な環境管理を極めて困難にする可能性があると考えます。

また、焼却施設は化学プラントそのものです。熊本県内に 12 箇所もの施設を新設した場合、専門資格を持つ経験豊富な技術者が圧倒的に不足することが考えられます。専門家が確保できない施設では、有害物質が漏れ出すリスクが高まる恐れがあります。仮に、このような施設を民間の運営にした場合、高い環境倫理と最新技術、強固な資本力を持つ「優良業者」は全国的にも限られていますので、スケールメリットがない事業を一度に 12 箇所引き受けることは現実的ではありません。

加えて、コストの問題も生じます。

240t 規模の施設を 12 箇所運営する場合、400t 規模の大型施設数箇所で運用するのに比べ、1 トンあたりの「維持管理コスト」が割高になります。

財政基盤が脆弱な基礎自治体では、この高コストな施設を維持するために、住民のごみ処理手数料を上げるか、福祉・教育・防災などの住民サービスを大幅に削らざるを得なくなる可能性もあります。

「県内で 12 箇所の完結型施設を作る」という選択肢は、各町村にひとつずつ「小規模完結型」の廃棄物処理施設を整備することに比べれば、比較的实现可能性が高い計画のようにも思え、論理的には公平に見えます。しかし現実的には、県内のあちこちに埋立地と中規模焼却場が乱立し、県民全員が多額の負担を背負いながら分散した汚染リスクを懸念するという構造となり、非効率でリスクの高い社

会構造を生み出しかねないと思うのですがいかがですか。

【環境保全課長】

施設については、より環境負荷が少なく経済性、効率性が高いものを整備することが重要であると考えます。

【福永議員⑨】

福永：では次に都道府県・周辺地域単位で役割分担しながら廃棄物の処理を行う「広域分担モデル」について検証したいと思います。これは、今計画変更が検討されている新計画案がこの中のモデルに入ると思います。

高度な技術を持つ拠点が特定の役割を担い、全体でリスクを分担し最小化することを目指すモデルです。

まずは考えられるメリットです。

大規模施設にすることで、最新の環境設備を導入できます。排ガスの環境基準を小・中規模施設よりはるかに厳しくすることが可能となります。

また、広域ネットワークを持つ民間事業者等を活用することで、焼却灰の最終処分を「地質学的に安定し、高度に管理された既存の専門処分場」に集約できます。これにより、中間処理を受け持つ地域から、埋立地という永続的な汚染リスクを消すことが可能です。

また、エネルギーやリサイクル資源の有効活用も望めます。大規模な熱回収により、発電や地域の農業等に対して熱資源として利用することが可能になります。リサイクルの過程でたい肥や再生クラッシュランなどを生産する等、単なる「焼却」から「地域資源生産」へと役割を変えることも可能です。

そして将来の御船町の環境にとって大きいと思うのがこれです。分担責任を果たしていると主張できることです。

産廃を含め廃棄物の一定量を地域外から受け入れることで、「その地域はすでに廃棄物処理の公的責任と分担を果たしている」という主張が正当化されます。

将来的に新たな廃棄物処理施設や最終処分場計画などが持ち上がった時、『上益城はすでに広域の廃棄物処理の公的分担を果たしている』という政治的・道義的な主張の根拠を確立することができます。

もちろんこれは法律上の拒否権ではありませんが、住民・議会・行政が一体となって交渉する際の最も強力な論拠、盾となりえると考えます。

また、自治体財政への影響もあります。スケールメリットを生かした財政負担軽減の可能性が高まり、施設を受け入れた自治体では、新たな税収も見込めます。それはすなわち、環境対策に対する予算措置を拡充する余地が生まれるという事にもつながります。

一方で、現実的な課題とリスクそして前提条件があります。

施設を受け入れる地域に、目に見える負荷、車両の往来や巨大な建物が集中しますので、心理的・政治的な不公平感は必ず生じるでしょう。

「なぜうちだけが？」という問いが最大の障壁となります。

これらに対しては、議会の中間報告にもありますが、「生活防衛のための正当な要求」と「施設への忌避感」とを混同せず、前者に対しては科学的・工学的な根拠に基づいた徹底的な安全対策で応え、後者に対しては「心情的なものに過ぎない」等として切り捨てることなく、地域振興策や生活環境の向上といった課題の性質に応じた補償的な措置で対応すべきであると考えます。

ここまでの私の検証で、何か抜け落ちている観点、もしくは町長の理解と根本的に異なる観点はありますか。

【町長】

本事業は、上益城5町が抱える課題の解決を図る目的で検討を開始した事業であり、最終処分場をつくらないなど、従来計画と比べても環境負荷の軽減が図られる事業です。

私の考えは、以前の議会でも答弁しましたように、最終処分場建設を容認することはありません。

【福永議員⑩】

それでは、御船町上野地区において、民間事業者が提案している新計画案を基にこの広域分担モデルを検証します。

まず、受け入れる上益城郡内及び外部廃棄物の規模です。

先ほども試算しましたが、上益城郡で発生する一廃の焼却量を一日あたり 70t、焼却する産廃を焼却する一廃の約 2.5 倍と試算すると一日あたり約 175t となります。この試算は先ほど県がまとめた上益城内の産廃総量からすれば、20%以下となり、少なめで試算しています。それでも、新計画案の計画焼却量の約 6 割強が上益城の一廃・産廃の合計となります。

残りの 4 割弱が上益城以外から受け入れ可能な産廃の量となますが、その量を単純に人口比で試算してみました。そうすると、残る受入余力は、宇城市と宇土市で発生するすべての産廃と同程度となりました。

この試算は、市町村や郡単位といった地域における産廃の正確な統計が無いことから、あくまで個人的な推計にすぎません。執行部は是非、県や国と協力してデータに基づく公式な推計を出してもらいたいと思います。

この個人的推計から導き出せる答えは、事業者が計画量を守っている限りは、御船町に九州全域はおろか熊本県全部の産廃が集まることは事業者の計画量からすればまず現実的ではない。となるんですね。

仮に産廃、1 廃の減量が進んで、上益城圏域の産廃が私の想定より少なく、計画量

の 4 割程度であったとしても、残る 6 割の受入余力は熊本県内の産廃総量に対して極めて小さな割合にとどまります。いずれの前提に立っても、事業者が計画量を守る限り、『九州全域・県全域の産廃が御船町に集中する』という懸念は現実的でないという結論に変わりはありません。

この検証は何か執行部の理解と異なる点がありますか。

【環境保全課長】

当該施設では予め設定された処理規模に見合った量しか処理できませんので、県内における産業廃棄物の排出状況を鑑みれば、熊本全域の産廃、その全量が御船町に集中することはありえません。

また、産業廃棄物処理も経済活動の一部として行われることを考慮すれば、自ずと事業地に近い範囲から搬入されるものと考えています。

【福永議員⑪】

次に、外部に排出する埋め立てゴミの規模です。

この試算は比較的正確にできます。

準備書では、一廃、産廃合わせて年間約 2.4 万 t の埋め立てゴミが発生すると試算しています。この量を 30 年運用可能な最終処分場で埋め立てるためには、埋め立てる深さを 10 メートル(一般的なビルの 3 階強に相当)と仮定した場合、約 9.4 ヘクタール(野球場約 7 個分)の最終処分場が必要な計算になります。管理棟、調整池、法面(斜面)、緩衝緑地などを含めると、約 12~15 ヘクタール程度の土地を最終処分場として専用に確保し続けなければなりません。

つまり新計画案では、上益城郡外から宇城市と宇土市を合わせた規模の地域が排出する産廃の中間処理を受け入れる代わりに、10 ヘクタール以上の最終処分場の建設・管理運営を上益城郡外に分担をお願いする計画となります。

この試算をどう考えますか、また町はこのような試算をしましたか。

【環境保全課長】

議員の試算は、準備書に記載された数値を引用して行われたものであり、埋めたられるゴミの量については、一定の根拠があると思います。

【福永議員⑫】

この廃棄物処理に関する広域分担モデル自体についてはどのように評価していますか。また、このモデルが抱える事業主体への信頼依存というリスクについても、町長のお考えをお聞かせください。

【町長】

最終処分を御船町内で整備しないということについては、この事業の重要なポイントであり、私がこの事業の提案を受けたときに思い描いたものであります。

私の考えは、以前の議会でも答弁しましたように、最終処分場建設を容認することはありません。

また、この事業は、廃棄物処理法等の既存の法規制のみならず、公有地の貸付、事業への出資、環境保全協定等による公共関与によって、通常の民間廃棄物処理事業より厳しい監視・監督体制を構築します。

これらの公共関与によって、事業者の実績・信用に依存することなく、リスク軽減を図ってまいります。

【福永議員⑬】

この二つの処分方法以外に、公聴会や住民意見聴取の中で、「このまま熊本市への委託を継続すればよいのではないか」という意見が聞かれます。

第三の選択肢としてこの委託継続について検証してみます。

廃棄物処理法第4条には、「市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動を促進し、及び当該一般廃棄物を適正に処理するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められています。

現在の状態は、熊本市の施設能力という「他団体の好意」に依存しています。熊本市が「自前分で手一杯なので受け入れを制限せざるを得ない」あるいは「災害が発生したので受け入れを制限せざるを得ない」と判断することも当然想定しておかなければなりません。他団体の判断一つで地域の公衆衛生が左右される状態を放置することは、法が求める「適正な処理を確保するための主体的な措置」とは言い難いと考えますが、いかがですか。

【環境保全課長】

議員のご指摘の可能性も含め、現在の市と5町の関係は本来あるべき広域処理体制とは異なるため、5町にとっては十分な処理体制が担保されているものではありません。

【福永議員⑭】

加えて、熊本市への委託で処理されるのは一廃のみです。地域からはその10数倍の産廃が出ています。委託継続を唯一の道とすることは、地域の産廃の行方を「事業者任せ」にし、監視の届かない場所での不適切処理や不法投棄による地下水汚染を黙認することにもつながりかねません。

また財政面では、熊本市の施設更新時に市外自治体に対して莫大な建設負担金や受け入れ単価の引き上げが求められたとき、自前の施設を持たない町に拒否権

はありません。

そして、私が最も重要な点と考えることを申し上げます。これは将来の御船町の環境を守るという観点から、見過ごすことのできない問題です。

まずお聞きします。

上益城郡内に、区域内の産業廃棄物を全て中間処理できる施設、さらにその焼却灰の埋立までできるような施設はありますか？

【環境保全課長】

中間処理施設は郡内に 1 か所だけございますが、規模が小さく、処理可能な廃棄物の種類や処理規模は限定的であります。また、最終処分場も同様に、焼却灰の埋立をできる施設は郡内にもありません。

【福永⑭－２】

そうなんです。ということは、熊本市に焼却と焼却残渣の処理を委託し続けるということは、御船町は一般廃棄物のみならず、産業廃棄物を含めた町内で出たほぼすべての廃棄物の処理を御船町外・上益城郡外に依存しているということになります。

熊本市の最終処分場はいずれ満杯になる時が来ます。

加えて、5 年～10 年後には、熊本市の廃棄物処理施設更新が想定されます。

その時に、上益城 5 町が新たな廃棄物処理施設整備の候補地として求められる可能性も否めないのではないですか。

つまり、「施設を作らず廃棄物の処理を他自治体への依存し続ける」という選択は、問題を解決するのではなく、より大きな問題、すなわち最終処分場と新たな処理施設という「二つの負担」を将来の御船町に先送りするリスクをはらんでいるのではないかと考えるのですがいかがですか。

課長：－本来あるべき広域処理体制としては、議員ご指摘のとおり、その域内で焼却施設や最終処分場の確保に努め、また、施設整備費・維持費を応分負担することで構成町全体の処理体制を確保するものと認識しております。したがって、仮に、市とこのような広域処理体制を構築する場合にあっては、長期的には本町含めた地域内で最終処分場などの整備を検討する可能性があるものと考えております。

【福永議員⑮】

これは、将来の御船町の環境を考えるうえで非常に重要な観点だと思います。つまり、今、条件を整えた上で処理施設の整備に関与することと、将来、最終処分場や新たな処理施設の整備を求められることとを比較したとき、どちらが御船町

の将来の環境にとってリスクが高いのか。

こういったリスクも踏まえて説明されるべきと思うのですがいかがですか。

【環境保全課長】

繰り返しになりますが、現在の熊本市への委託方式は、本来あるべき通常の広域処理体制とは異なるため、5町にとっては十分な処理体制が担保されているものではありません。

さらに、自治体、または一般廃棄物のみによる広域処理は、長期的に人口減・ごみ量減による処理効率の低下や財政的な課題が生じるものであります。

一方、5町においては、本事業がこれらの一般廃棄物処理が抱える課題を解決する有益な事業であり、全国のモデルケースになるものと共通認識を持ち、この事業の実施を前提に検討を進めているところであります。

熊本市への委託継続が優位であるというご意見については、議員ご指摘の内容を含め、必ずしも優位ではないということを、現在検討を進めている事業の有益性を踏まえて、ご理解いただくよう説明を尽くして参ります。

【福永議員⑯】

さらに申し上げます。住民の皆様が委託継続を支持する理由はさまざまあると思います。新施設そのものへの不安、事業者への不信感、これらはいずれも正当な懸念です。

その中で、特に『新施設はPFASが心配だから委託継続を』という具体的な主張については、論理的に検討する必要があります。

熊本市の既存処分場はPFAS処理に対応していません。そのため、この主張はPFASのリスクを別の場所に移しているだけであり、御船町の地下水を守ることはならないと考えます。

一方で、PFAS自体への住民の懸念は、極めて合理的なものだと考えます。

事業者は「PFAS含有廃棄物は受け入れない」と説明していますが、現実には日用品・食品包装・防水加工品・消火剤など、私たちの生活に深く浸透したPFASは一般廃棄物にも産廃にも不可避免的に混入しています。400トンの廃棄物からPFASを完全に除外することは、現時点の技術ではほぼ不可能と考えます。PFAS問題対策に関して本来最も重要なのは、製造・輸入・使用というサプライチェーンの上流段階での規制です。しかし、廃棄物処理の段階においても実効的な対応は可能かつ必要です。

廃棄物処理の段階においても実効的な対応で問うべきは「施設を作るか否か」ではなく、次のような条件を満たせるかどうかではないかと考えます。

- 最新の科学的知見に基づいた、PFASを実効的に無害化・除去できる焼却・排ガス処理体制の確保

- ・ 排ガス・放流水・地下水の PFAS 継続モニタリングの義務化
- ・ 異常検知時の即時操業停止と住民への通報義務
- ・ 汚染が確認された場合の事業者による補償責任の明文化。

これらを協定等に盛り込むことが、「受け入れない」という一言よりはるかに実効的に PFAS から地域を守ることにつながると考えますが、いかがですか。

【環境保全課長】

1 万種類以上あるとされる有機フッ素化合物・PFAS については、そのうち PFOS・PFOA 等一部の物質の製造・使用等が規制されており、事業者においては、廃棄物処理の請負契約時に確認することで、この PFOS・PFOA が含まれる消火薬剤や活性炭等の受入を防止することを明らかにしています。

一方、PFAS 類に限ったことではありませんが、規制前に製造された製品が家庭ごみ等の中に含まれ、意図せず微量な有害物質が搬入される可能性もゼロではありません。

また、住民のご不安・ご心配は、法規制が存在しない PFOS・PFOA 以外の PFAS を処理した場合の影響にまで及んでいることと承知しております。この点については国、県、全国の自治体でも知見がない中ではありますが、本事業の場合は、最終処分場が整備されないということ、また、クローズドシステムを備えた施設で焼却を行う事業であること等を鑑み、他地域で現在発生している河川や地下水で基準値を超えるようなことがないような事業計画になっています。

これらに加えて、協定等に明文化し、透明性のあるモニタリングを着実に実施することで、不安の払しょくに努めて参ります。

【福永議員⑰】

答弁にもあった通り、規制対象物質である PFOA 類についても、過去に製造・流通した製品が家庭ごみや産業廃棄物の中に微量に残存している可能性は当然あります。そのような微量の混入を 100%排除することは困難です。さらに、規制対象外の PFAS 類についても安全性が確認されているとは言えず、こうした物質が廃棄物に含まれる可能性も否定できません。

また、PFAS 汚染の現実的危険性からいえば、工場排水、最終処分場、そして不法投棄がその上位にあたると思います。

いずれにせよ、PFAS のあらゆる危険性を 100%除去することは非現実的といってもいいのではないかと思います。

問題は、「現実性に欠ける混入ゼロの保証」をすることではなく、「仮に混入があっても地域の環境を守れるか」だとかんがえます。

ここまでの議論を通じて、方向性が見えてきたようにも感じます。

地域内産廃の処理責任を直視し、最終処分場という永続的な汚染リスクを上益城

から排除し、熊本市への一方的な依存から脱却する。これらを同時に実現できる可能性があるのが、条件の整った広域分担モデルではないでしょうか。

ただし、このモデルが本当に御船町の環境を守るものとなるためには、事業主体への信頼に依存するのではなく、客観性と透明性を確保した監視体制が必要不可欠です。

具体的に 5 点申し上げます。

第一に、受け入れ廃棄物の上限の明文化です。

受け入れる廃棄物の種類・量・範囲の上限を協定で明記し、5 町の関与なしに変更できない仕組みを設けること。

第二に、データの常時公開です。

排ガス濃度・浸出水水質・処理量など主要な環境データをリアルタイムもしくは定期的にインターネット上で一般公開すること。「測定している」だけではなく「誰でも見られる」という状態が事業者への最大の抑止力になります。

第三に、独立した監視委員会の設置です。

町・県の職員による確認に加え、事業者とも行政とも利害関係のない第三者と住民代表が参加する監視委員会を施設稼働前から制度として設け、実質的な権限を付与すること。

第四に、事業者が撤退・倒産した後も、住民・行政が費用を負担しなくて済むような仕組みを確立すること。

そして第五に、事故・問題が発生した場合、発生源の立証責任が事業者側にある事を明文化すること。

これら 5 点を今後の協議等で町がしっかりと主張し、仮に協定等の締結となった場合は、その協定に明記することが、現在計画変更を検討している新計画案の施設を御船町が「環境を守るインフラ」として受け入れるための最低条件であると考えます。

もちろん完璧な保証を求めることは、いかなる公共インフラにおいても不可能です。問題は『リスクがゼロか否か』ではなく、『リスクが発覚した際に誰がコストを負うか』という制度設計の問題です。5 条件はその設計の核心であり、違反時の立証責任と補償責任が事業者にある事を明文化することが、監視体制の実効性を担保すると考えます。町長のお考えをお聞かせください。

【町長】

議員が示された「客観性と透明性を確保した監視体制」については、この事業が実施されるうえで大変重要な視点であると認識しています。

また、議員指摘の点を含め、町の環境を守るために必要な条件について、今後の協定等において町としてしっかりと主張してまいります。

【福永議員⑱】

今回の廃棄物処理施設をめぐる議論は、施設に対する「賛成・反対」という二項対立で語られることが多い状況にあります。しかし私は、その構図自体を問い直す必要があると考えています。

「美しい自然と水を守りたい」という願いは全町民共通のものです。私は同じ思いを持つからこそ、廃棄物は消えないという事実、一般廃棄物も、産業廃棄物も私たちの生活の中から出ているという事実。産廃は一廃の14倍出ているという現実から目を背けることができませんでした。今日の質問は、その現実を執行部とそして町民の皆さんと共有したかったので行いました。

本日の質問で確認しましたように、問うべきは「施設があるか、ないか」ではなく、「御船町の環境を本当に守るためにはどのような条件が必要か」という問いです。先ほど申し上げました5つの条件を今後の協議等で町がしっかりと主張し、仮に協定等の締結となった場合は、その協定に明記し、御船町が廃棄物処理の公的分担を果たすこと。それが、この町の水と緑を守ることにつながり、将来にわたって新たな処分場計画を拒否できる論理的根拠になると考えます。

繰り返し申し上げます。重要なことは、施設をつくる作らないではなく、どのようにしたら御船町の環境を守り、次の世代に伝えていくことが出来るのかという観点だと考えます。

以上で質問を終わります。